

岩手県告示第935号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成22年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市計画施設（公園）
- 2 都市計画を変更した土地の区域 盛岡市高松一丁目及び三丁目、緑が丘一丁目、上田堤二丁目並びに上田字毛無森、字堤頭、字稲荷窪及び字狐森（別紙図面のとおり。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。